

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年5月20日現在

機関番号：15401

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22730709

研究課題名（和文）ドイツの音楽科教育における学力育成に関する研究

研究課題名（英文）Academic Achievement in German Music Education

研究代表者

伊藤 真（ITO SHIN）

広島大学・大学院教育学研究科・講師

研究者番号：74055046

研究成果の概要（和文）：スタンダードやコンピテンシーを学力の指標として捉えた上で、ドイツの音楽科教育において求められる学力を分析した。音楽科のスタンダード構想の議論を検討したところ、美的教科にはなじまないという否定的見解が多かったものの、スタンダード化の可能性を模索していたことが明らかとなった。また、各州の学習指導要領を分析したところ、およそ半数の州において音楽科の学力を明示する傾向がみられるものの、学力の内容は州によって多様であることも改めて明らかになった。

研究成果の概要（英文）：In this study, the academic achievement which required in school music education in Germany was analyzed. In the discussion about the basic principle and framework of the curriculum standard in music education among music educators and music education researchers in German magazines on music education, there were many negative opinions on applying the standard in music education. At the same time, they sought a possibility of standardizing music education. From the analysis of music curriculum of each state, more than half of the states defined the academic achievement of music. However, the quality and quantity of the academic achievement varied from state to state.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	600,000	180,000	780,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
2012年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	1,900,000	570,000	2,470,000

研究分野：音楽教育学

科研費の分科・細目：教育学・教科教育学

キーワード：音楽科教育、ドイツ、学力、スタンダード、コンピテンシー

### 1. 研究開始当初の背景

音楽科は芸術科目のひとつとして「表現力」や「感性」などの実態として把握しにくい抽象的な部分を授業で扱うことが求められる。そのなかで、我が国では音楽科における学力についての議論が浮上しているが、音楽科の学力とは何か、またそれらをどのよう

に評価すべきなのか、いまだ結論は得られていない。一方、ドイツでは音楽の授業も他の授業と同様に学問的に位置づけられ、扱われる。ともすれば音楽の授業は音楽を教授することにとどまりがちであるが、音楽を学習の対象としながら、音楽に隣接する多様な学問分野を総合的に扱う特徴がある。ここに我が

国の音楽科教育を再考するための視点がある。

2000年以降、教育改革が急ピッチで進められるドイツでは、到達目標を示した国家レベルの教育スタンダードが定められた。この教育スタンダードは主要教科に限定されているものの、音楽科に与える影響は大きい。実際に、各州の学習指導要領にスタンダードをとり入れる動きもみられはじめた。このように、教育全体がスタンダードといった到達目標を明示し、教育の質保障を行うなかで、音楽科教育は何を学力として捉え、授業を構築しようとしているのかを明らかにすることは、大きな意義がある。

## 2. 研究の目的

本研究の大目的は、ドイツの音楽科教育において義務教育段階修了時までには児童・生徒に獲得させるべき音楽的内容がどのようなものであるかを明らかにすることである。換言すれば、ドイツの音楽科教育では学力をどのように規定しているのかを明らかにすることである。この大目的には以下の下位目的が位置づけられる。第1に、国家レベルの教育スタンダードをもたない音楽科教育ではスタンダードについてどのように捉え、またどのような議論が展開されたのかを明らかにすることである。第2に、各州の学習指導要領がスタンダードとしての機能をどの程度有しているのかを明らかにすることである。第3に、スタンダードの機能を有する学習指導要領に示される音楽的内容が一定の傾向を示すものかを明らかにすることである。

## 3. 研究の方法

先述した第1の下位目的について、教育スタンダードが作成され始めた2002年以降の音楽教育学雑誌を精査し、誌上における音楽科教育領域におけるスタンダードに関する議論を検討した。対象とした雑誌は、*Musik und Bildung* (2004)、および *Diskussion Musikpädagogik* (2005) である。

第2および第3の下位目的について、ドイツ16州のギムナジウム（前期中等教育段階）の音楽科学習指導要領を精査し、分類をした上で分析を行った。さらに、州レベルの学習指導要領で規定された到達目標（コンピテンシー）が学校カリキュラムにどの程度反映されるのかについて、バーデン・ヴュルテンベルク州のギムナジウムを事例に分析を行った。

## 4. 研究成果

本研究の成果は、(1) 音楽科教育領域における国家レベルの教育スタンダードの受け止めと議論、(2) ドイツ全州の音楽科学習指

導要領におけるスタンダードの内包、(3) 音楽科学習指導要領の到達目標にみる学力、

(4) 学習指導要領の到達目標と学校カリキュラムの関連性、の4点に大きく集約できる。

(1) 音楽科教育領域における国家レベルの教育スタンダードの受け止めと議論

雑誌 *Musik und Bildung* の2002年から2010年第2号までを精査した結果、教育スタンダードに関する記述は2004年第4号に掲載されていた。5名の音楽教育関係者が各々の教育スタンダードに対する見解を述べている。本誌における議論は、音楽科におけるコンピテンシーとは何かという議論を経て、コンピテンシーに基づく音楽科の教育スタンダードについて議論した初期のものとして捉えることができる。

まず、肯定的見解として、国家的な音楽科のスタンダード作成の実現性は低いものの、議論をすることによって音楽科教育の在り方を再考する契機となるという考えや、教授法の発展に寄与する契機となりうるという考えが見受けられた。ただし、多くの場合に、適切な統一的なモデルを構築することが重要であったり、スタンダードの特性から実践的な領域を考慮すべきであるといった条件が付けられている。

次に、批判的・消極的見解として、国家レベルの教育スタンダードが作成された主要教科と作成されていない音楽科では教科構造が異なるがゆえ、芸術や美的領域に属する音楽科の特殊性がスタンダード構想にはなじまないものであることを強調している。質の高い音楽科の専任教員が不足し、教育環境が地域によって差が生じている実情があるなかで、適切な音楽学習を提供することが保障できない可能性が示唆される。また、スタンダードの内容をどのように規定し、評価につなげるべきかなどの問題点も浮上している。そこで、定められた学力基準を中核的なものに限定し、最低限度のコンピテンシーを示すミニマム・スタンダードの策定を推奨するなかで、さらに議論を進めようとしていた。

各州文部大臣会議（KMK）ではクリエメ鑑定書の助言を受けて、ミニマム・スタンダードが有するリスクを検討し、現実的な視点を優先した結果、まずは標準スタンダード（Regelstandards）を設定し、試行を重ねながらミニマム・スタンダードの開発を進めていくことを示している。したがって、ミニマム・スタンダードの必要性を主張する音楽教育関係の論は、KMKが述べるように教育スタンダードの学校現場における実践的な扱いのなかで経験的に判断されたものであった。このことは、KMKは教育スタンダード作成時に予期していたことであった。つまり、KMK側も音楽教育関係者側も、結果としてこの問題に対して成り行きを見守り、実践における

経験を蓄積していた時期であったといえる。このように、KMK から教育スタンダードが発表されて間もない時期に行われた音楽科教育領域における議論では、音楽の教育スタンダードを開発する際には、音楽科教育の文脈で理論的検討および経験的（実践的）検討が必要であるという認識をもち、これらの検討を通じて本質的な意味において授業の質的向上をめざそうとしていたのである。

雑誌 *Diskussion Musikpädagogik* 第 27 号（2005）では、教育スタンダードとコンピテンシー形成に関する議論が一大テーマとして設定され、6 名の寄稿論文が掲載されていた。議論の論点は概ね次のように集約できる。第 1 に、音楽科教育における「経験」を「音楽的経験」と「音楽に関連する経験」に分けて捉えた上で、「音楽に関連する経験」の領域における成果を教育スタンダードとして示すべきであるという、いわば限定された肯定的見解、第 2 に、スタンダードによって授業構成の可能性が拡大する可能性や期待が増大するという肯定的見解、第 3 にアメリカのナショナル・スタンダードの検討を通して得られた示唆を、ドイツのスタンダード議論に活用することである。

議論のなかでは、基本的には他の教科のように、教科における活動のすべてがコンピテンシーとして表現できるものではなく、またテストによって測定できるものではないというスタンスがみてとれる。芸術教科の特性上、音楽科教育にスタンダードを全面的に当てはめることに限界があることを見出しつつも、学校教育の一部を担う教科としてどのようにスタンダード化することが可能なものを模索していることがわかる。その際に、アメリカの事例を検討することを通して、スタンダードの内容の妥当性・実現性、法的拘束力がないことが引き起こす問題、教育政策のインプリケーションに注意を払うことの必要性、そして改革の可能性そのものを批判的にみることの重要性などを議論することが、教育スタンダード導入に関して教科教授法の中心課題となることを再認識している。

このように、教育スタンダードが課されることそのものを大きな問題として捉えるというよりは、音楽科教育にとって教育スタンダードをどのように捉えるべきかについて熟考することが重要視されていたといえる。その背後には、美的教育が不足している現状に対する音楽教育学関係者の様々な思いが隠れている。

(2) ドイツ全州の音楽科学習指導要領におけるスタンダードの内包

先述したように、国家レベルの音楽科スタンダードは作成されていないため、各州のスタンダードに対する取り組みは様々である。ドイツ全 16 州のギムナジウム（前期中等教

育段階）の音楽科学習指導要領における到達目標等の提示パターンを整理したところ、ベルリン州、ブランデンブルク州、ブレーメン州の 3 州のみがスタンダードとして明記している。コンピテンシーとして表記しているのは、バーデン・ヴュルテンベルク州、ハンブルク州、ニーダーザクセン州、ノルトライン・ヴェストファーレン州、ザクセン・アンハルト州、テューリンゲン州の 6 州である。その他の州は、明確ではないが到達目標に類する内容を提示しているか、到達目標そのものがなく、従来のルールプランのような学習内容を列記している。

このことから、各州の音楽科学習指導要領における到達目標等の提示パターンは、①国家レベルの教育スタンダードの影響を直接的に受けた「スタンダード型」、②スタンダードという文言は使用しないもののコンピテンシーを示すことによってその代わりとする「コンピテンシー型」、③到達目標を明確には提示しない「学習内容型」の 3 つに大きく分類できる。学習指導要領の到達目標（内容）から音楽科の学力を読み取るののできる州は、スタンダード型とコンピテンシー型を合わせて、全体の半数強にのぼることが明らかとなった。

(3) 音楽科学習指導要領の到達目標にみる学力

このスタンダード型とコンピテンシー型をとる州のうち、スタンダードやコンピテンシーなどの到達目標が 2 学年ずつまとめて提示される州は、バーデン・ヴュルテンベルク州、ブレーメン州、ニーダーザクセン州、ザクセン・アンハルト州、テューリンゲン州の 5 州に限定される。これら 5 州の到達目標の内容を詳細に分析した。その際に、内容を (A) 音楽の知覚・理解、(B) 音楽の形成、(C) 音楽の思考、の 3 つの領域に整理した。(A) 音楽の知覚・理解には、音符や拍子、音楽記号に関する知識、それらに関わる記譜や読譜の知識・技能、音楽の構成要素、音階、音程、和声、形式、ホモフォニーやポリフォニーなどの作曲技法、楽器学などの知識と応用を含む。(B) 音楽の形成には、歌唱や器楽などの演奏、他の芸術領域や表現形態への転換、伴奏や旋律の創作、声や楽器を用いた即興表現、コンピュータを用いたデジタル作品の創作などを含む。(C) 音楽の思考には、音楽を歴史的・社会的文脈で捉え、それらの関連性を考察したり、評価したりすることを含む。

義務教育段階修了時の学力像を明らかにするために、最終学年（第 9・10 学年）の到達目標における領域別割合を整理した（図 1）。ここから、州によって重点領域が異なっていることが分かる。バーデン・ヴュルテンベルク州は (A) 音楽の知覚・理解の割合が最も高く、構成理解重視タイプといえる。ブレー

メン州は(C)音楽の思考の割合が最も高く、社会的考察力重視タイプといえる。ザクセン・アンハルト州は(B)音楽の形成の割合が最も高く、実践的技能重視タイプといえる。ニーダーザクセン州とテューリンゲン州はどの領域も比較的バランス型到達目標を掲げるバランスタイプといえる。このように、ドイツ全体に共通する学力像を端的に示すことはできず、ドイツの多様な音楽科教育のあり様が顕在化している。つまり、国家レベルの教育スタンダードをもたない音楽科教育は、州によって学力の中心となる音楽的内容に相違がみられ、目指す学力の方向性が拡散している状況が明らかとなった。

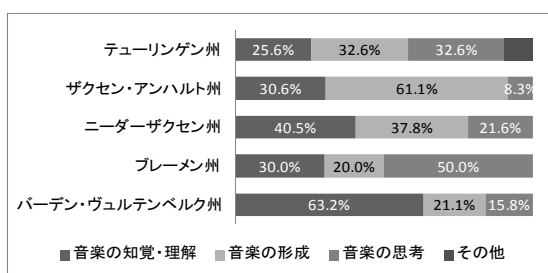


図1 修了時に求められる学力の5州比較

では、州によって異なる到達目標はどのような音楽的行動によって構成されているのだろうか。5州の到達目標の各項目に示される文言から、生徒の音楽的行動を示す動詞を抽出し、演奏や聴取など音楽実践に直接関わるもの(実践的行動)、音楽やその周辺について分析・考察するもの(思考的行動)、主に知識を獲得するもの(知識獲得行動)、獲得した知識を実践に応用するもの(知識応用行動)、およびその他の行動に分類し、分析を行った。

実践的行動と思考的行動の割合を示したものが図2である。ザクセン・アンハルト州のように実践的行動の割合が高い州もあれば、ニーダーザクセン州のように思考的行動が圧倒的に高い州もあるなど、州によって差がみられる。しかし、実践的行動のみが重視されるのではなく、音楽について分析・考察するような思考的行動を基盤となる教育的内容として位置づけていることは注目すべきことである。

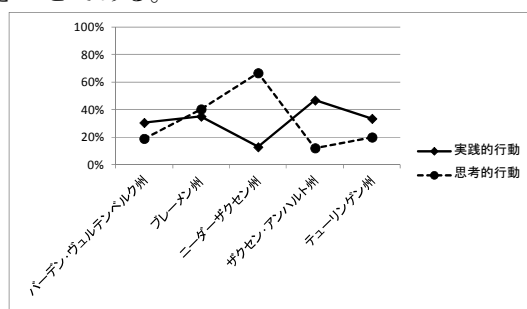


図2 実践的行動と思考的行動の割合

知識獲得行動と知識応用行動の割合を示したものが図3である。この2つの音楽的行動については、どの州も大きな割合の差はみられない。すなわち、単に音楽の知識を獲得することとどまらず、獲得した知識を演奏や聴取活動のなかに役立てるなどの、知識を応用する実践的能力が求められているといえる。音楽の構成要素や音楽理論に関する知識と実践的活動は表裏一体であり、これらを分離することなく、またどちらかに偏ることなく統合的に扱うことによって、意味のある音楽学習が展開できる。

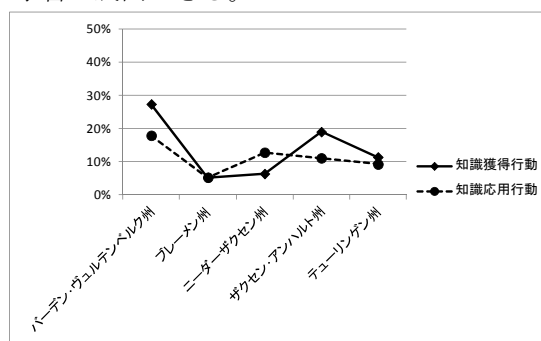


図3 知識獲得行動と知識応用行動の割合

#### (4) 学習指導要領の到達目標と学校カリキュラムの関連性

先述した到達目標等の3つの提示パターンのうち、コンピテンシー型をとる州のひとつがバーデン・ヴュルテンベルク州である。バーデン・ヴュルテンベルク州の音楽学習指導要領では、音楽に関わるコンピテンシーを次の4点に集約している。すなわち、①音楽を形成する能力、②様々な目的のために音楽を適切に扱う能力、③音楽の意味内容、意図、形式的構造を理解する能力、④音楽を意味のある大きなまとまりのなかで整理する能力、である。これらのコンピテンシーを獲得するために、音楽の取り扱いが3つの領域に整理されている。すなわち、領域Ⅰ「音楽を形成する」、領域Ⅱ「音楽を聴取し、理解する」、領域Ⅲ「音楽を省察する」である。ここで示されるコンピテンシー型の到達目標はカリキュラムの中心となる部分であり、その枝葉は個別の学校の状況が反映され、一定水準の学力を保障することが望まれる。コンピテンシーやスタンダードなどの到達目標を掲げた学習指導要領の場合、教授すべき内容を指針として提示するのではなく、生徒が何を学習し、その成果としてどのような知識や能力を獲得したかを提示するものとなる。そこで、州レベルの到達目標を掲げた学習指導要領は各学校によって適宜アレンジされ、学校カリキュラムとして実際の教育活動に反映される形となる。その際に、どの程度、教育現場では学習指導要領が柔軟にアレンジされるのか、ゲシュヴィスター・シヨル・ギム

ナジウム (Geschwister-Scholl-Gymnasium) を事例に分析した。

その結果、次の4点が明らかになった。第1に、中核的な学力水準が細分化され、学校の独自色が発揮されていることである。領域Ⅰ「音楽を形成する」では、歌のレパートリーを具体的に示したり、歌唱曲や動きの形態をそれぞれ「カノン」「ダンスや踊り」と明確化したりしている。領域Ⅱ「音楽を聴取し、理解する」では、調号の数を明確にすることによって扱われる音階の調を限定したり、形式モデルを詳細に示したりしている。第2に、各学年で重点テーマが設定されていることである。このことによって、スタンダードで示されたコンピテンシーがどのような授業内容に収束していくのかが明らかとなる。この重点テーマは音楽科教員と専門家との協議によって決定される。第3に、学年の連続性が考慮されていることである。領域Ⅰ「音楽を形成する」において動きへの転換と動き以外の表現領域の転換を連続させたり(第5・6学年)、領域Ⅲ「音楽を省察する」において扱われるジャンル(リート、オペラ、ポップ、ジャズ、ロック)を段階的に提示したり(第7・8学年)、といった配慮がみられる。第4に、学習指導要領にはみられない学校独自の到達基準が新たに加えられていることである。例えば、領域Ⅱ「音楽を聴取し、理解する」では、協和音程と不協和音程の知識、並行調や同主調などの近親調、移調、変化するリズム、コンピュータを用いた記譜などが独自の基準として認められた。

学校カリキュラムには、州レベルの学習指導要領において獲得すべき学力として規定された到達基準を、学校の実情と教員の教育観に基づいて各学年にどのように再配置するのが示されている。バーデン・ヴュルテンベルク州のゲシュヴィスター・ショル・ギムナジウムの事例からは、大枠は州の学習指導要領に則りながらも、内容を細分化したり、補足・発展させたりする点に学校の独自性がみられた。学校カリキュラムは、学校がどのように授業を形成しようとしているのか、そして学習指導要領に提示された基準を満たしているのかを、生徒、保護者、および学校外の者がうかがい知るための資料として位置づくものといえる。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

1. 伊藤真「ドイツの音楽科教育における学力像—音楽科学習指導要領の到達目標に着目して—」『中国四国教育学会 教育学研究紀要 (CD-ROM 版)』第58巻、査読無、2012、

pp. 158-163

2. 伊藤真「ドイツの音楽科教育におけるスタンダードの是非—音楽教育学雑誌 *Diskussion Musikpädagogik* (2005) における議論を中心に—」『中国四国教育学会 教育学研究紀要 (CD-ROM 版)』第57巻、査読無、2011、pp. 398-403

3. 伊藤真「ドイツの音楽科教育における学習指導要領と学校カリキュラムの関連性—バーデン・ヴュルテンベルク州ギムナジウムを例に—」『広島大学大学院教育学研究紀要 第二部 (文化教育開発関連領域)』第59巻、査読無、2010、pp. 391-398

4. 伊藤真「ドイツの音楽科教育における教育スタンダード議論—Musik und Bildung 誌を中心に—」『広島大学大学院教育学研究科音楽文化教育学研究紀要』X X II・X X III (合併号)、査読無、2011、pp. 1-8  
[学会発表] (計3件)

1. 伊藤真「ドイツの音楽科教育における学力像—音楽科学習指導要領の到達目標に着目して—」中国四国教育学会第64回大会、2012年11月10日、山口大学

2. 伊藤真「ドイツの音楽科教育におけるスタンダードの是非」中国四国教育学会第63回大会、2011年11月20日、広島大学

3. 伊藤真「ドイツの音楽教育における学力育成 (1) —『Musik und Bildung』誌にみる教育スタンダード議論の検討を中心に—」日本教育学会第69回大会、2010年8月21日、広島大学

[その他]

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

伊藤 真 (ITO SHIN)

広島大学・大学院教育学研究科・講師

研究者番号：70455056

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：